

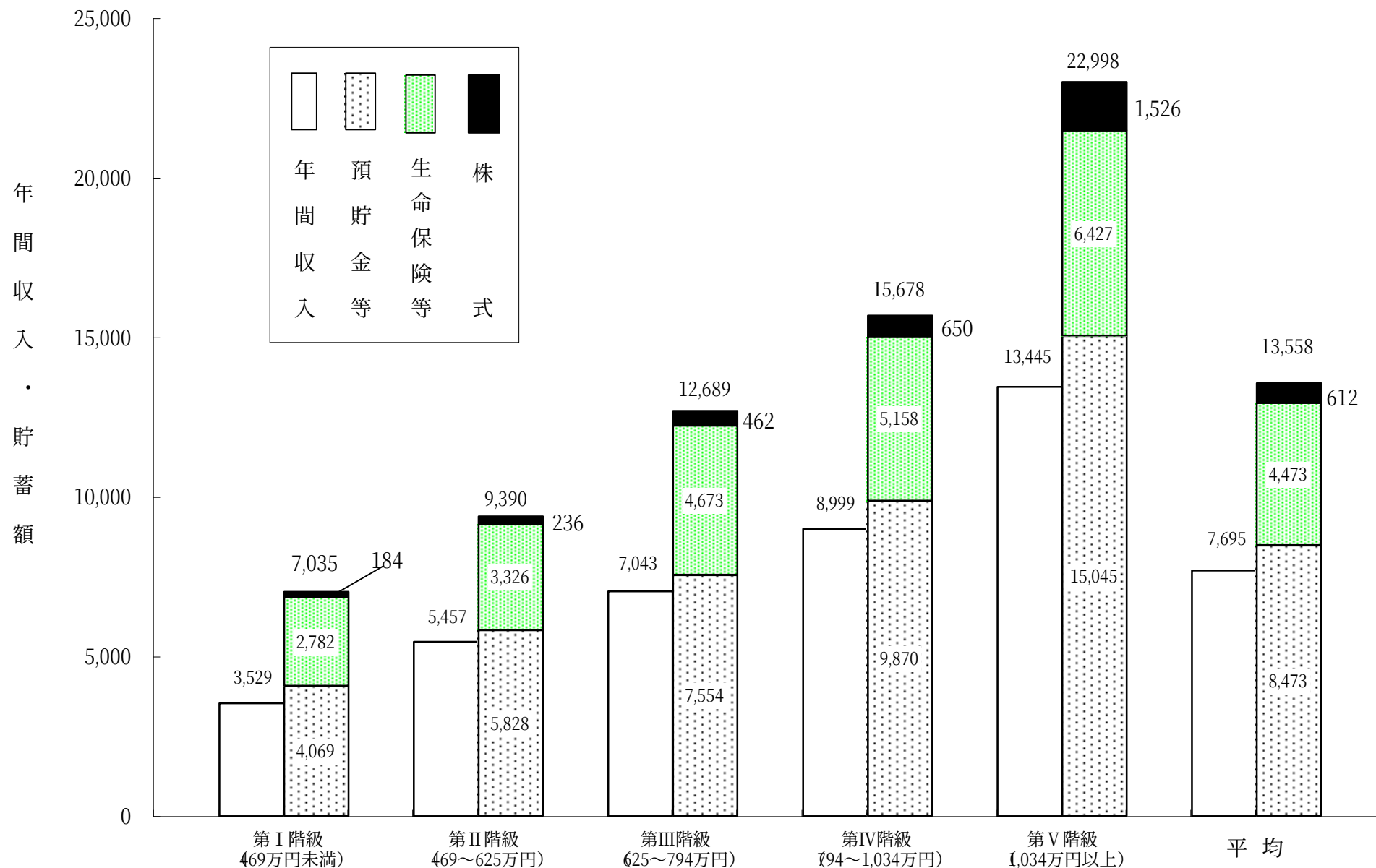
参 考 資 料

（金融・資産所得課税関係）

目 次

・ 年間収入 5 分位階級別 1 世帯当たりの貯蓄保有状況（全国勤労者世帯）	1
・ OECD, “ Tax and the Economy: A Comparative Assessment of OECD Countries ” (2001)	2
・ 日本・北欧諸国の実質 GDP 成長率・消費者物価上昇率の推移	3
・ 日本・北欧諸国の家計の貯蓄率・民間消費支出伸び率の推移	4
・ 主要国の資産譲渡益課税制度の概要	5
・ 利子・配当等課税制度の概要	6
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	7
・ わが国税制の現状と課題（抄）	8
・ 金融システム改革と金融関係税制－金融課税小委員会中間報告－（抄）	10

年間収入 5分位階級別 1世帯当たりの貯蓄保有状況 全国勤労者世帯)＜平成12年分＞ (千円)



(備考) 総務省「貯蓄動向調査報告」より作成

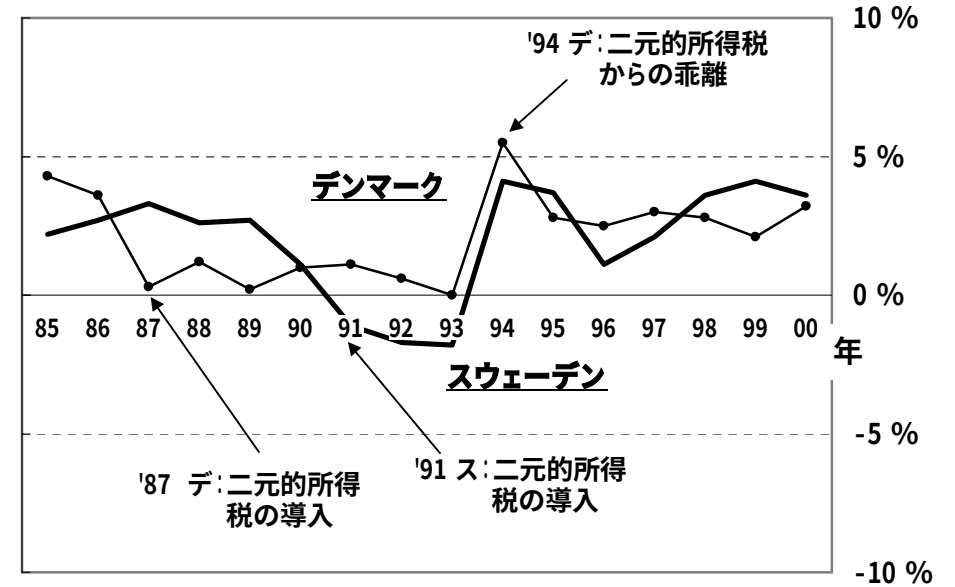
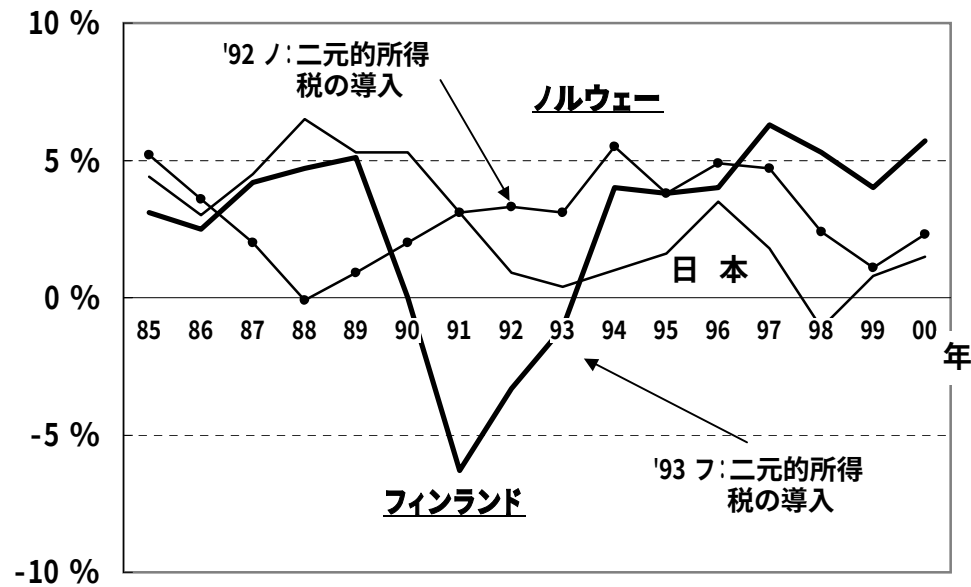
OECD, "Tax and the Economy: A Comparative Assessment of OECD Countries" (2001) 抜粋)

二元的所得税は、一方で公平への配慮と歳入の必要性、また他方で効率性と中立性のバランスを取ることを意図している。資本所得はより上位の所得ブラケットに集中する傾向があるため、二元的所得税は、水平的公平と垂直的公平の双方の目的と相容れないかもしれない。しかし、利払い 例：モーゲージローン利息)は、包括的所得税においては、通常、最高限界税率に対して控除されるが、二元的所得税においては、(低い)資本所得税率に対して控除される。結果として、実質的には、二元的所得税は、包括的所得税と同様に公平であるかもしれない。

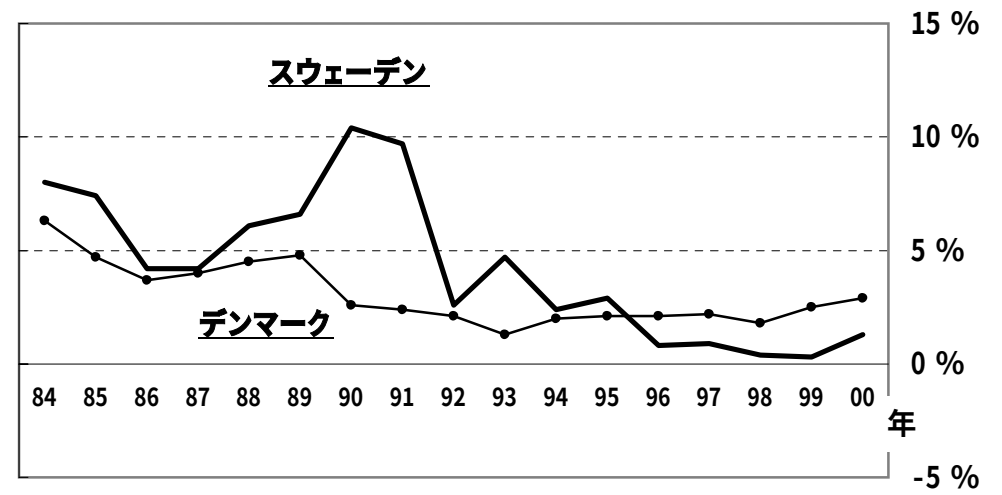
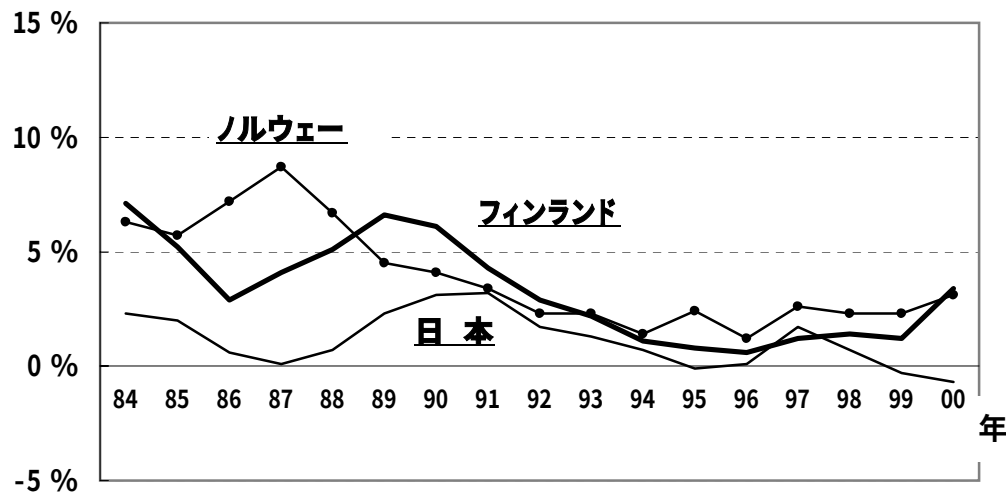
また、資本は国際的により流動的で、その供給はより弾力的であり、実質収益はインフレにより敏感であることから、労働と異なり資本により低い税率を適用することは効率性にも資する。さらに、比例税率は、特に課税が重い場合には、包括的所得税につきものの現在と将来の消費の選択に関する歪みを減少させ、また、異なる源泉の資本所得間の課税の中立性を高める。二元的所得税の効率性の主な欠点は、 自営業と小規模法人事業の場合に最もその傾向があるが)勤労所得を資本所得に転換するインセンティブを生み出すことである。

北欧諸国は、二元的所得税のもとで比較的うまくやっているようである。所得再分配と比較的大規模な公共部門を特に選好する小規模開放経済として、これらの諸国は、比較的高い限界税率の環境下で、流動的な源泉から歳入を上げるという問題に直面している。こうした状況下で、二元的所得税は、税制の全体的な歪みを減少させながら、純粋な包括的所得税と消費支出課税との間の現実的な中間的方策として機能してきた。それにもかかわらず、北欧の二元的所得税のなかには、最近、課税の中立性を失ってきているものもある。特に、垂直的公平性への配慮から、ノルウェーにおいては、他の資本所得に比して配当所得の実効税率が引き上げられ、スウェーデンではインピュテーションが廃止されている。

日本・北欧諸国の実質GDP成長率 (対前年比) の推移

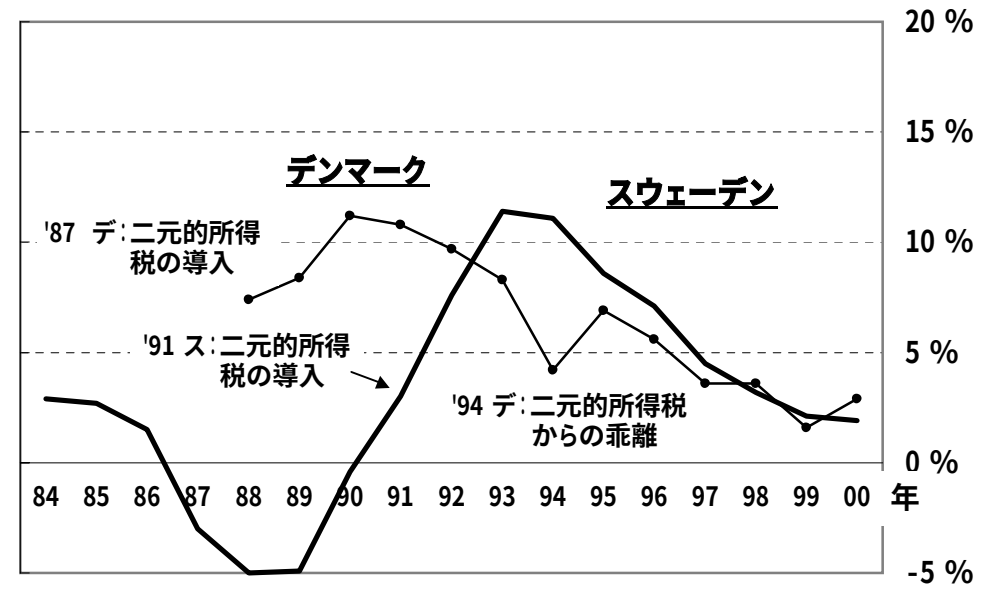
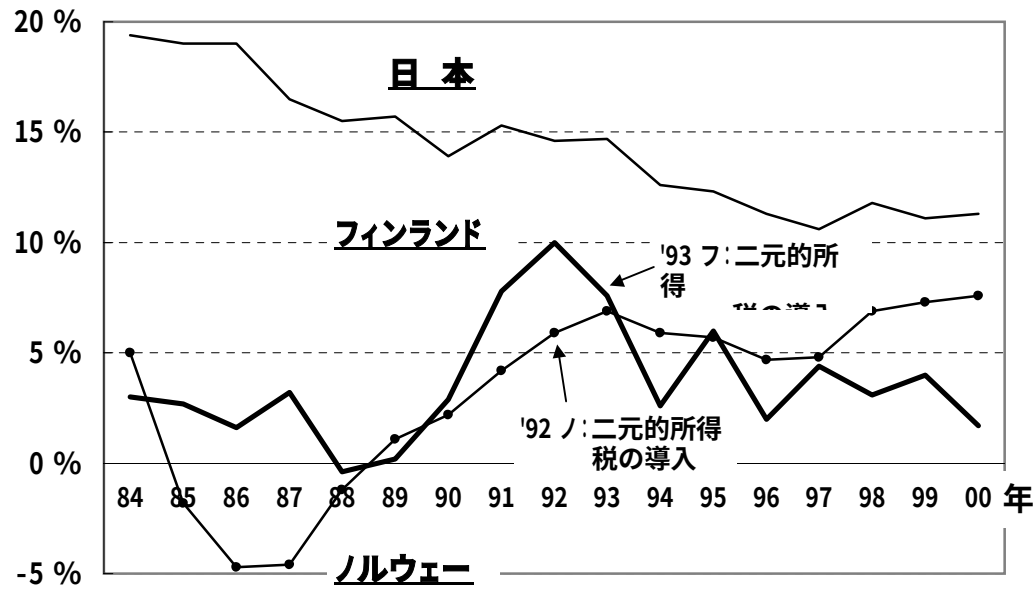


日本・北欧諸国の消費者物価上昇率 (対前年比) の推移

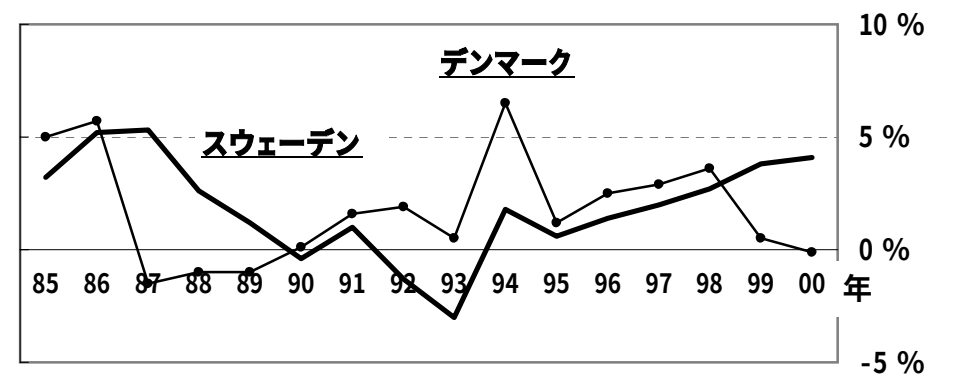
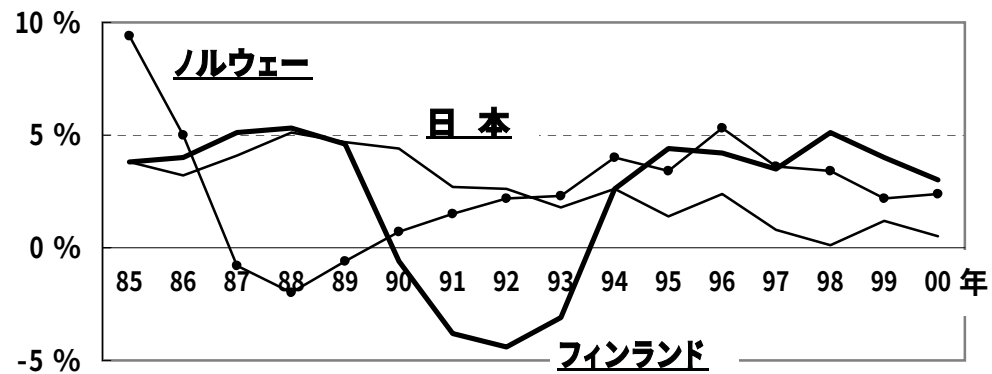


(注) データは、「OECD Economic Outlook No 70」による。

日本・北欧諸国の家計の貯蓄率 (対可処分所得) の推移



日本・北欧諸国の民間消費支出伸び率 (対前年比) の推移



- (注) 1. 家計の貯蓄率は、家計部門の「(貯蓄額 - 負債額) / 可処分所得」の値である。ただし、デンマークについては、グロスの貯蓄額を可処分所得で除した値である。また、貯蓄額には、預貯金のほか、株式等への投資等が含まれている。
2. データは、「OECD Economic Outlook No.70」による。

主要国の資産譲渡益課税制度の概要

	日本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
対象資産	株式	土地等	株式、土地等	株式、土地等	株式、土地等	株式	土地等
課税方式	申告分離	申告分離	総合課税	総合課税	一定のものを除き 非課税 〔 投機売買等については 総合課税 〕	申告分離	総合課税 〔 2年以上保有の 事業用資産は 申告分離課税 〕
税率	15%+地方税(5%) (注1) 〔 1年超保有は 7%+地方税(3%) 〕	20%+地方税(6%) (注2)	10～38.6%+地方税 〔 1年超保有は 10%、20%+地方税 注 4) 〕	10、20、40% 〔 3年以上保有は 譲渡益の額を軽減 〕	20.0～48.5% +連帯付加税 (税額の5.5%)	26%	7.5～52.75% (2年以上保有は 5分5乗) 〔 2年以上保有の 事業用資産は26% 〕
非課税限度等	緊急投資優遇措 置、 100万円の特別控除 (上場株式)	100万円の特別控除 のほか各種特別控 除あり	なし	年7,500ポンド(約130万 円)が非課税	年512ユーロ(約5万円) が免税(超えれば全額が 課税)	年間の売値7,600 ユーロ(約82万 円)が免税(超え れば全額が課税)	年915ユーロ(約10 万円)が非課税
譲渡損失の 繰越控除	可(3年) (上場株式)	不可 (注3)	可(無制限)	可(無制限)	不可	可(5年)	可(10年) 〔 2年未満保有は 不可 〕
譲渡損失の 他の所得との 損益通算	不可	可	可 〔 3000ドル 約37万円)) を限度 〕	不可	不可	不可	不可 〔 2年未満保有の 事業用資産は可 〕

(注) 1 15年1月より。非上場株式の場合、20%+地方税(6%)

2 5年超保有の場合。なお、優良譲渡の場合は15%・20%+地方税(5%・6%)、一定の居住用財産の場合は10%・15%+地方税(4%・5%)

3 一定の居住用財産の譲渡の場合は3年間の繰越控除が可能

4 アメリカのニューヨーク市の場合、合計28%程度(12ヶ月超保有の場合)

(備考) 為替レートは、1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円。

利 子 ・ 配 当 等 課 税 制 度 の 概 要

区 分			概 要	
			所 得 税	住 民 税
利 子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配等		源 泉 分 離 課 税 (15 % の 源 泉 徴 収) [住 民 税 5 %]	
配 当	株 式 等	1 回の支払配当の金額が25万円（年 1 回50万円）以上のもの又は発行済株式総数の 5 %以上の株式に係る配当	総 合 課 税 (20 % の 源 泉 徴 収)	総 合 課 税
		発行済株式総数の 5 %未満の株式に係る配当で 1 回の支払配当の金額が 25万円（年 1 回50万円）未満のもの		
		1 回の支払配当の金額が 5 万円（年 1 回10万円）以下のもの	源 泉 分 離 選 択 課 税 (35 % の 源 泉 徴 収)	非 課 税
	公 募 投 資 信 託 等 の 収 益 の 配 分		確 定 申 告 不 要 (20 % の 源 泉 徴 収)	
			源 泉 分 離 課 税 (15 % の 源 泉 徴 収) [住 民 税 5 %]	
譲 渡 ・ 一 時 ・ 雑	金 融 類 似 商 品		利 子 所 得 と 同 様 に 源 泉 分 離 課 税 (15 % の 源 泉 徴 収) [住 民 税 5 %]	
	割 引 債 の 償 還 差 益		源 泉 分 離 課 税 (原 則 18 % の 源 泉 徴 収)	非 課 税

(注) 金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄（投資）口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益（保険期間等が5年以下のものに限る。）をいう。

株 式 等 譲 渡 益 課 税 制 度 の 概 要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 〔 ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 等 〕	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを選択〔14.12.31まで〕 ① 申告分離課税 〔～14.12.31〕 譲渡益×26% ⇒ 〔15.1.1～〕 譲渡益×20% $\left\{ \begin{array}{l} \text{1年超保有株式に係る暫定税率} \\ \text{＜平成15～17年の譲渡＞} \\ \text{譲渡益} \times 10\% \end{array} \right\}$ （注1）長期（1年超）保有上場特定株式等に係る100万円特別控除制度 平成13年10月1日から平成17年12月31日までの間の譲渡に適用 （注2）新規公開株式に係る課税の特例 譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%）。ただし、暫定税率の適用がある場合には、適用を停止する（実質10%）。 （注3）上場株式等の譲渡損失の繰越控除〔15.1.1～〕 平成15年1月1日以後の譲渡による損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除可 ② 源泉分離課税〔14.12.31廃止〕 譲渡代金×5.25%（転換社債は2.5%、信用取引はその差益） を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税） ・ 所得＝ 譲渡代金×5.25% ・ 税額＝ 所得×20% ＝（譲渡代金×5.25%）×20% ＝ 譲渡代金×1.05%
そ の 他 の 株 式 等	申告分離課税 譲渡益×26%

（備考）緊急投資優遇措置：13.11.30～14年末に購入した上場株式等を平成17～19年に譲渡した場合には、購入額が1,000万円までのものに係る譲渡益は非課税。

わが国税制の現状と課題

－ 21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）

（平成 12 年 7 月 税制調査会）

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得税

〔補論〕 主な租税論

租税の望ましいあり方について、理論的にはどのように考えればよいに関し、主に個人所得課税のあり方をめぐって、従来から学術的な議論が積み重ねられてきています。これらを「租税論」と言うことがありますが、代表的なものとしては、以下のような考え方があります。

- ① 「包括的所得税論」は、その名称のとおり、所得税の課税対象となる「所得」について包括的な把握を行おうとするものです。担税力の指標として、希少な経済資源を利用し得る能力（「経済力」）に着目し、一年間において経済力の増加に寄与するあらゆる種類の所得を区別なく合算した上で、総合課税を行うことが望ましいとしています。ここで言う経済力の増加分は、現在における経済資源の利用に資する分（消費）と、将来における経済資源の利用に資する分（貯蓄の蓄積や保有資産の価値増加）とを問わず、両者を合わせたものとなります。

担税力として一定期間内の経済力の増加分を測るに当たっては、所得の多寡のみが問題となることから、所得の種類や実現のタイミングといった異質性については捨象されています。したがって、包括的所得税では、源泉を異にする勤労所得、事業所得、資産所得等が、発生時点において、すべて等しく課税ベースに算入されることになります。このため、フリンジベネフィット、帰属家賃、未実現キャピタルゲイン及び社会保障給付等も、経済力を増加させることから、課税ベースに含まれます。このように課税ベースを漏れなく広く捉えることで、水平的公平の達成を目指すとともに、そうした包括的所得に対して累進税率を適用することで、垂直的公平を達成することを目指しています。

- ② 「支出税論」は、消費を課税ベースとした個人に対する直接税を提唱するものであり、基本的には包括的所得税との比較において議論されています。なお、直接税と間接税という大きな相違があるとはいえ、消費一般に広く負担を求めようとするという点においては、支出税は付加価値税（消費税）とも共通点を有しているということもできます。

一年間の経済力の増加分に対して課税する包括的所得税とは異なり、支出税は、一生の間の所得を担税力の指標として用いています。その上で、一生の間の所得は、各年の消費を一生にわたって積み上げたものにほぼ一致することに着目し、各期間の消費を課税ベースとすることが望ましいとしています（ただし、遺産・贈与の取扱いについては、別建ての資産移転税を組み合わせる等の対応が必要であると指摘されています。）。

支出税の課税ベースの算定に当たって、個人の日々の消費額を逐一記録させ、それらを積み上げる形で適正な申告を求めることは不可能です。そのため、各期間において包括的所得と純貯蓄を算出し、その差額を消費とみなして申告する方式等が提唱されています。ただし、純貯蓄の算出のためには、各年において個人の貯蓄や借入れを完全に把握しなければならないこと等から、支出税には実行可能性に難点があり、実施に移された例はほとんどありません。

- ③ 「最適課税論」は、課税による資源配分の効率性や所得分配の公平性等の観点を考慮し、両者の調整を図りつつ、望ましい課税のあり方を模索する議論です。資源配分の効率性のみを重視した場合には、消費と貯蓄の選択、あるいは労働と余暇の選択といった納税者の経済活動が、課税により何らの攪乱的な影響を受けないとの条件を満たすという点において、定額の一括税が最適であるとする結論が導き出されます。一方で、個人の経済状況を一切考慮しないような人頭税が、公平性の観点から問題があることは言うまでもありません。このように、効率性と公平性に関する価値判断の置き方によって、最適な税に関する結論は変わり得ます。

最適な所得税に関する議論を例にとると、効率性を重視する立場からは、労働、資本、土地等の生産要素について、それぞれの供給の価格弾力性が異なることを前提として、税率を差別化した分類所得税が望ましいとする立場がある一方、効率性に加えて垂直的公平の観点も考慮する立場も有力です。後者の立場では、通常はトレード・オフの関係にある効率性と公平性の両基準につき、どのようにウェイト付けするか（社会的厚生をどのように評価するか）によって、結論は変わり得ます。例えば、低所得者の厚生を重視する場合（ロールズの基準）における最適な所得税制は、すべての家計を等しく位置付ける場合（ベンサム的基準）と比べて、課税後の所得が平準化される一方、課税による資源配分の歪みが大きくなるとされています。

このように、最適課税論は、納税者の効用や社会厚生 of 捉え方によって得られる結果が異なってくることから、現実の政策決定に用いるには難しい面もあるとされていますが、適切な税制のあり方は様々な与件の下で変わり得るものであることを示唆しています。

- ④ さらに、所得を勤労所得と資本所得とに二元的に捉える考え方があります。この議論においては、資本は労働よりも流動的である（供給の価格弾力性が大きい）ことを前提として、勤労所得に対しては累進税率を適用する一方、資本所得に対しては勤労所得に適用する最低税率以下の税率により分離課税することが望ましいとしています。また、経済の国際化に鑑み、「足の速い」資本所得の流出に対する問題意識から、資本所得に対して低い税率で課税する意義を見出す議論もあります。

金融システム改革と金融関係税制

—金融課税小委員会中間報告—（抄）

（平成9年12月 税制調査会金融課税小委員会）

二 金融関係税制の税制全体における位置づけ

- 3 税制調査会においては、所得課税について、基本的にはすべての所得を合算し、それに累進税率を適用する総合課税論をベースに従来議論してきている。現実の税制においては、一定の金融所得について分離課税が導入されてきたが、その意義については、把握体制が十分でない下で実質的な公平を確保するための方策であると考えられてきている。

これに対して、資源配分の効率性と所得分配の公平性の観点を考慮し、最も経済的に合理的な課税体系を求める最適課税論からは、貯蓄が課税によって影響を受けやすいとの仮定の下で、金融所得については、分離課税を導入することが適当であるとされる。（参考3）

（参考3）金融関係税制に関する理論的な考え方

金融関係税制に関する理論的な考え方は次のとおりである。

- (1) すべての所得を合算し、それに累進税率を適用することが所得課税の前提であり、これにより課税の公平性が最大限確保できるといういわゆる包括的所得課税論からは、金融所得を勤労所得等と合算して累進税率を適用する総合課税が本来、最も望ましい課税方法とされる。

ただし、総合課税を適正・公平に執行するには所得の把握体制が十分に整備されることが前提であり、我が国の現実の制度の沿革を見ても、この考え方に完全に即した税制となっていたことはごく一時期を除いてはほとんど無い。

- (2) 上記の包括的所得課税論に対して、支出税論は変動する各年の所得ではなく、長期間に見て平均化された経済力に近似している消費支出を課税ベースとし、その上で、適切な資産課税を組み合わせるべきであるとの考え方であるが、この考え方を徹底すれば、金融所得については課税せず、それが消費（支出）された段階で課税すべきであることになる。

ただし、金融所得について課税しないとの考え方は、現行制度との乖離が大き過ぎ、また、収入から貯蓄を差し引くこと自体も執行上困難な点が指摘されており、現実的にも、この考え方にのっとった税制は諸外国にも見られない。

- (3) 最適課税論は、課税による負の誘引効果（ディストーション）、所得分配効果、徴税コスト、リスクの存在といった点での所得の異質性に着目し、社会的厚生を最大化するような形で、異なる種類の所得に対する課税方法を求めようとする考え方である。

この考え方に立てば、所得を利子、配当、株式等譲渡益の金融所得と勤労所得とに大別した場合に、所得の特性を踏まえ、時々の経済状況の下で税制に求められる種々の要請のどの観点を重視するかによって、両者をいかに課税するかは変わり得ることになり、両者を分離して課税することを積極的に評価する結論となる場合もあり得る。

例えば、資源配分の効率性の観点を重視した場合、仮に貯蓄が課税によって影響を受けやすいとすれば、勤労所得への課税よりも金融所得への課税を軽くすることが適当となる。他方、所得分配の公平性の観点を重視した場合、金融所得の格差が勤労所得の格差よりも大きいとすれば、勤労所得に対して金融所得より軽く課税することが適当となる。

最適課税論は、納税者の効用関数や社会厚生関数の置き方によって得られる結果が異なってくることから、現実の政策決定に用いるには難しい面があるが、適切な税制の在り方は様々な与件の下で変わり得るものであることを示唆している。

- (4) 勤労所得と資本所得に大別する最近の考え方として、近年、二元的所得税論が提起されている。これは、勤労所得に対して累進税率を適用する一方、資本所得には勤労所得よりも低い均一税率で課税し、グローバル化された今日、国際間の資本移動の中立性を確保するために、実質的な税負担を一定水準に収めようとする考え方である。この考え方は、勤労所得、資本所得それぞれの中では総合課税を目指す一方、勤労所得と資本所得との間ではその性格に応じて税率に差を設ける、先述の(1)と(3)を折衷する考え方を踏まえたものと言える。(注)

- (5) なお、上記の課税に関する理論的な考え方とは別に、法制度の執行を重視する立場からは、理論的に優れた税制でも適正な執行が困難であれば現実の制度としては機能しないため、税制の構築に当たっては、運用面を重視し、事務負担・費用にも勘案し、できるだけ簡素で実効性ある制度とすることが求められる。

(注) 金融所得と資本所得

金融所得とは、金融資産から生じる所得のことを指す。金融所得のほか実物資産から生じる所得等を合わせたものが資本所得と定義されており、一般的には、勤労所得（労働所得）と対比されて使われている。